



(注1) 平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したものである。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金変動率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金変動の状況に応じて変化するものである。

(注2) 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者(月収36.0万円(ボーナスは年2回合計で月収3.6ヶ月分))の場合、毎年保険料率の上げにより、月650円程度(ボーナス1回につき1,150円程度)保険料負担(被保険者分)が増加する。

② マクロ経済スライドによる給付調整

保険料水準を固定する方式の下で年金財政を均衡させるためには、給付が固定された保険料水準による収入の範囲内で賄えるものとなるよう給付水準を調整する必要がある。そこで、約 100 年間の財政均衡期間にわたって財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、以下の改定指標で年金額の改定を行うことにより、給付水準を自動的に調整することとしている(マクロ経済スライド)。

- 新規裁定者(68歳未満の受給権者): $1人当たり名目手取り賃金変動率 \times 調整率$
- 既裁定者(68歳以上の受給権者): $物価変動率 \times 調整率$
*調整率: $公的年金被保険者数変動率 \times 0.997$
(0.997は平均的な年金受給期間(平均余命)の変化率の逆数等を勘案した一定率)

(参考)通常(財政が均衡すると見込まれる場合)は、以下の改定指標で年金額の改定を行う。

- 新規裁定者(68歳未満の受給権者): $1人当たり名目手取り賃金変動率$
- 既裁定者(68歳以上の受給権者): $物価変動率$

(注) 保険料水準を固定する方式では、保険料(率)の再計算は必要なくなったが、5年ごとにその時点以降の長期的な財政収支の見通しが作成される。そこでは、マクロ経済スライドによる給付調整の要否が検証されるとともに、マクロ経済スライドが行われる場合には、給付の調整期間や将来の給付水準の見通しが示されることとなる。

③ 積立金の水準

これまでの年金財政の計算にあたっては、遠い将来にわたって給付と負担を均衡させる考え方(永久均衡方式)が採用されていた。この結果、将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金水準は将来にわたって一定の水準を維持することが必要とされていた。

今回の改正では、こうした仕組みに代えて、年金財政の計算上、給付と負担の均衡を図るべき期間を既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間として、100年程度の期間について給付と負担の均衡を図る考え方(有限均衡方式)が採用された。有限均衡方式では、5年ごとに行う財政の現況及び将来の見通しの作成ごとに、財政均衡期間を移動させることにより、少子化の状況や経済の見通しの状況などを踏まえながら、常に100年程度の期間で年金財政を見直していくことにより、将来にわたる財政均衡を確保することとしている。

この方式では、積立金水準について、財政均衡期間の最終年度における目標を設定することとなる。今後の年金財政計算では、遠い将来において現時点では予測できないような大きな変化が生じることも否定できないことを考慮しつつ、将来に向けて積立金水準を抑制していくことを基本に考え、最終年度に積立金水準を給付費の1年分程度とすることとしている。

(3) 基礎年金国庫負担金の引上げ

今回の年金制度改正においては、基礎年金の国庫負担割合について、所要の財源を確保した上で2分の1に引き上げていくこととされた。引き上げは平成16年度から着手し、平成21年度までに完了する。

(注) 財政再計算においては、平成20年度までの間の基礎年金に係る国庫負担は、従来の3分の1に、平成16(2004)年度は272億円、平成17(2005)～20(2008)年度は1000分の11をを加えたものとしている。

II. 年金の財政見通し

(1) 平成 16 (2004) 年財政再計算の前提

平成 16(2004)財政再計算は、今回の法改正後の制度を前提とし、以下のような数値を用いて計算を行っている。

① 将来推計人口(少子高齢化の状況)の前提

- 「日本の将来推計人口(平成 14 年 1 月推計)」の中位推計を使用。

<中位推計の前提>

| 合計特殊出生率 | | 平均寿命 | |
|------------|--------|------------|-----------|
| 2000 年(実績) | 2050 年 | 2000 年(実績) | 2050 年 |
| 1.36 | → 1.39 | 男:77.64 年 | → 80.95 年 |
| | | 女:84.62 年 | → 89.22 年 |

② 労働力率の前提

- 「労働力率の見通し」(平成 14 年 7 月職業安定局推計)を使用。推計期間は 2025 年までであるため、以降は 2025 年の数値で一定としている。

| | 2001 年(実績) | 2050 年 |
|------------|------------|---------|
| 男性 60~64 歳 | 72.0% | → 85.0% |
| 女性 30~34 歳 | 58.8% | → 65.0% |

③ 経済前提

(a) 物価上昇率

- 2008 年までは「改革と展望-2003 年度改定」に準拠。
- 2009 年度以降は、消費者物価上昇率の過去 20 年(昭和 58~平成 14(1983~2002)年)平均が 1.0%であること及び「改革と展望-2003 年度改定」において平成 16~20(2004~2008)年度平均の消費者物価上昇率が 1.0%であることから、1.0%と設定。

(b) 賃金上昇率、運用利回り

- 平成 16(2004)~20(2008)年度は「改革と展望-2003 年度改定」に準拠。
- 平成 21(2009)年度以降は、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定。(構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み(年次経済財政報告(内閣府))に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計。)

| | 平成15 (2003) | 平成16 (2004) | 平成17 (2005) | 平成18 (2006) | 平成19 (2007) | 平成20 (2008) | 平成21以降 (2009) |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| 物価上昇率 | -0.3 | -0.2 | 0.5 | 1.2 | 1.5 | 1.9 | 1.0 |
| 賃金上昇率 [実質] | 0.0 [0.3] | 0.6 [0.8] | 1.3 [0.8] | 2.0 [0.8] | 2.3 [0.8] | 2.7 [0.8] | 2.1 [1.1] |
| 運用利回り [実質(対賃 金上昇率)] | 0.8 [0.8] | 0.9 [0.3] | 1.6 [0.3] | 2.3 [0.3] | 2.6 0.3] | 3.0 [0.3] | 3.2 [1.1] |

(注) 運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成 19 年度までの運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り(平成 14 年度末の預託実績より算出)を勘案した数値となる。

④ その他の前提

- ・ 財政再計算においては、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データを基礎として、将来の状態を年次別に推計し、財政見直しを作成している。
- ・ その推計にあたっては、上記①～③の諸前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提(障害年金の発生率等)を用いている。

(2) 厚生年金の財政見直し

平成 16 年財政再計算における厚生年金の財政見直しは、次表のとおりである。

厚生年金の財政見直し(平成 16 年財政再計算)

| 年度 | 保険料率 (対総報酬) | 収入合計 | | | 支出合計 | | 収支 差引残 | 年度末 積立金 | 年度末 積立金 (16年度 価格) | 積立 度合 |
|-----------|----------------|-----------|----------|-------------|-------|------|-----------|------------|----------------------------|----------|
| | | 保険料 収入 | 運用 収入 | 基礎年金 拠出金 | 兆円 | 兆円 | | | | |
| 平成(西暦) | % | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | |
| 17(2005) | 14.288 | 28.3 | 20.8 | 3.0 | 31.9 | 11.1 | -3.6 | 163.9 | 163.9 | 5.2 |
| 18(2006) | 14.642 | 29.8 | 21.6 | 3.5 | 32.9 | 11.3 | -3.1 | 160.8 | 161.1 | 5.0 |
| 19(2007) | 14.996 | 31.2 | 22.6 | 4.0 | 33.8 | 11.5 | -2.5 | 158.3 | 157.8 | 4.8 |
| 20(2008) | 15.350 | 33.0 | 23.5 | 4.7 | 34.9 | 12.0 | -1.9 | 156.4 | 153.1 | 4.5 |
| 21(2009) | 15.704 | 36.1 | 24.5 | 4.9 | 36.5 | 12.6 | -0.4 | 156.0 | 149.2 | 4.3 |
| 22(2010) | 16.058 | 37.6 | 25.5 | 4.9 | 37.5 | 13.0 | 0.0 | 156.0 | 145.3 | 4.2 |
| 27(2015) | 17.828 | 44.0 | 30.8 | 5.1 | 41.4 | 15.1 | 2.6 | 162.5 | 137.3 | 3.9 |
| 32(2020) | 18.30 | 49.2 | 34.8 | 5.8 | 43.3 | 16.5 | 5.9 | 186.3 | 141.8 | 4.2 |
| 37(2025) | 18.30 | 53.7 | 37.7 | 6.9 | 45.5 | 17.7 | 8.2 | 223.1 | 153.1 | 4.7 |
| 42(2030) | 18.30 | 58.2 | 40.0 | 8.3 | 49.5 | 19.4 | 8.7 | 266.6 | 164.9 | 5.2 |
| 52(2040) | 18.30 | 66.2 | 43.1 | 10.3 | 62.9 | 25.4 | 3.3 | 330.1 | 165.8 | 5.2 |
| 62(2050) | 18.30 | 73.5 | 47.2 | 10.6 | 74.8 | 31.4 | -1.3 | 335.0 | 136.7 | 4.5 |
| 72(2060) | 18.30 | 80.6 | 52.8 | 9.9 | 82.9 | 35.5 | -2.4 | 314.4 | 104.2 | 3.8 |
| 82(2070) | 18.30 | 87.0 | 58.4 | 9.0 | 90.8 | 39.3 | -3.7 | 284.4 | 76.6 | 3.2 |
| 92(2080) | 18.30 | 94.2 | 65.0 | 7.6 | 99.6 | 43.4 | -5.4 | 237.9 | 52.1 | 2.4 |
| 102(2090) | 18.30 | 103.6 | 73.9 | 5.7 | 109.8 | 48.0 | -6.2 | 178.4 | 31.7 | 1.7 |
| 112(2100) | 18.30 | 115.1 | 84.8 | 3.7 | 121.5 | 53.3 | -6.4 | 115.1 | 16.6 | 1.0 |

(注 1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注 2)「16 年度価格」とは、賃金上昇率により、平成 16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注 3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見直しである。

(3) 国民年金の財政見直し

平成 16 年財政再計算における国民年金の財政見直しは、次表のとおりである。

国民年金の財政見直し(平成 16 年財政再計算)

| 年度 | 保険料月 額 (16年度 価格) | 収入合計 | | | 支出 合計 | 収支 差引残 | 年度末 積立金 | 年度末 積立金 (16年度 価格) | 積立 度合 |
|----------|---------------------------|------|-----|-----|----------|-----------|------------|----------------------------|----------|
| | | 兆円 | 兆円 | 兆円 | | | | | |
| 平成(西暦) | 円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | |
| 17(2005) | 13,580 | 4.0 | 2.1 | 0.2 | 4.2 | -0.2 | 10.8 | 10.8 | 2.6 |
| 18(2006) | 13,860 | 4.3 | 2.2 | 0.2 | 4.5 | -0.2 | 10.6 | 10.6 | 2.4 |
| 19(2007) | 14,140 | 4.6 | 2.4 | 0.3 | 4.8 | -0.2 | 10.4 | 10.3 | 2.2 |
| 20(2008) | 14,420 | 4.8 | 2.5 | 0.3 | 5.0 | -0.2 | 10.1 | 9.9 | 2.1 |
| 21(2009) | 14,700 | 5.4 | 2.5 | 0.3 | 5.0 | 0.3 | 10.5 | 10.0 | 2.0 |

| 年度 | 保険料月額 (16年度 価格) | 収入合計 | | | 支出 合計 | 収支 差引残 | 年度末 積立金 | 年度末 積立金 (16年度 価格) | 積立 度合 |
|-----------|-----------------------|-----------|----------|-----|----------|-----------|------------|----------------------------|----------|
| | | 保険料 収入 | 運用 収入 | | | | | | |
| 22(2010) | 14,980 | 5.6 | 2.6 | 0.3 | 5.1 | 0.5 | 11.0 | 10.2 | 2.1 |
| 27(2015) | 16,380 | 6.5 | 3.0 | 0.4 | 5.9 | 0.7 | 13.8 | 11.7 | 2.2 |
| 32(2020) | 16,900 | 7.3 | 3.4 | 0.6 | 6.4 | 0.9 | 17.9 | 13.6 | 2.6 |
| 37(2025) | 16,900 | 8.1 | 3.7 | 0.7 | 7.0 | 1.1 | 23.2 | 15.9 | 3.2 |
| 42(2030) | 16,900 | 9.2 | 4.0 | 0.9 | 8.0 | 1.2 | 29.2 | 18.1 | 3.5 |
| 52(2040) | 16,900 | 11.2 | 4.3 | 1.2 | 10.6 | 0.6 | 38.7 | 19.4 | 3.6 |
| 62(2050) | 16,900 | 13.1 | 4.7 | 1.3 | 13.0 | 0.1 | 42.0 | 17.2 | 3.2 |
| 72(2060) | 16,900 | 14.7 | 5.3 | 1.3 | 14.8 | -0.1 | 41.9 | 13.9 | 2.8 |
| 82(2070) | 16,900 | 16.1 | 5.8 | 1.3 | 16.5 | -0.3 | 39.7 | 10.7 | 2.4 |
| 92(2080) | 16,900 | 17.7 | 6.5 | 1.1 | 18.2 | -0.5 | 35.2 | 7.7 | 2.0 |
| 102(2090) | 16,900 | 19.5 | 7.5 | 0.9 | 20.2 | -0.7 | 29.0 | 5.2 | 1.5 |
| 112(2100) | 16,900 | 21.6 | 8.6 | 0.7 | 22.4 | -0.8 | 21.6 | 3.1 | 1.0 |

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

III. 今回の年金財政見通しに基づく給付現価と財源構成

(1) 給付現価と財源構成の考え方

公的年金の給付財源は、保険料収入、国庫負担及び積立金(元本の取崩し及び運用収入)であり、毎年度の年金給付はこれらの収入により賄われている。以下では、今回の改正後における公的年金の給付現価と財源構成について、今後概ね100年間にわたり均衡している年金給付とその財源を、全て現時点(平成16年度)の価格に換算して一時金で表すことにより、公的年金の財源と給付の内訳を示している。

(2) 給付現価の換算について

積立方式の企業年金等において責任準備金(現時点で保有すべき積立金)を計算する場合には、今後の積立金の運用収入を考慮し、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算する必要があるため、運用利回りを用いて換算することが必要となる。しかし、公的年金では賦課方式を基本とした財政方式を採用していることに着目すれば、賃金上昇率で換算する方法も考えられる。そこで、以下ではこの2通りの方法による推計を示している。

なお、それぞれの長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通りである。

- 賃金上昇率 2.1%
- 物価上昇率 1.0%
- 運用利回り 3.2%
- 可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)